

藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択条件等)

第3条 補助金交付の採択条件は、持ち家及び賃貸住宅の所有者又は居住者が行う耐震補強工事であって、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であった木造住宅が、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事。ただし、耐震評点が0.3以上あがる補強工事に限る。
- (2) 新工法を採用する等、前号の診断が困難な場合は、同号と同等以上の効果が認められる耐震補強工事

2 高齢者等が居住する住宅（賃貸住宅は除く。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者のみが居住するもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
- (3) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの
- (4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
- (5) 中学生以下の者が居住するもの

3 耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む）とし、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

(添付書類)

第4条 要綱第4条の規定による木造住宅耐震補強事業費補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 見積書
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し

ア 建築確認通知書

イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

ウ 登記簿

(3) 耐震診断結果報告書

(4) 耐震補強計画書

(5) 案内図（1/2,500の都市計画図）

(6) 平面図（補強前後）

(7) 高齢者等であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し

ア 年金受給者証

イ 個人番号カード

ウ 運転免許証

エ その他市長が認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳等）

(8) 65歳以上の者のみが居住又は中学生以下の子が居住することを示す家族構成報告書

(9) 所有者以外の者による申請の場合は所有者の承諾書

2 要綱第9条の規定による木造住宅耐震補強事業完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震補強工事経費の領収書等の写し

(2) 施工箇所毎の施工中及び完了時の写真

(3) 静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するもの
(完了検査)

第5条 要綱第9条の規定による木造住宅耐震補強事業完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査復命書（様式1）に記入する。

2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式2）により通知する。

3 前条第2項第2号の規定による写真から施工箇所及び完了を確認できた場合は、完了検査を省略できるものとする。

（補助金の取消し）

第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決

定を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成14年5月23日付け藤建第76号）

1 この要領は、平成14年度分の補助金から適用する。

2 この要領は、平成14年度から平成18年度までの補助金に適用する。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る補助金の特例)

3 要綱附則の第4項第1号の規定による市長が認めたものは、次の各号のいずれかに該当する者が居住するものとする。

(1) 65歳以上の者

(2) 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患があるもの

(3) 透析を受けている者

(4) 免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている者

(5) その他厚生労働者等が重症化しやすい者としてホームページ等で提示した者

4 要綱附則の第4項第2号の規定による倒壊の危険性の高い住宅とは、耐震診断の結果、評点が0.7未満であるものとする。

5 要綱附則の第4項第3号の規定による耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅とは、次の各号のいずれかに該当する耐震補強工事を実施するものとする。

(1) 耐震補強工事を行った後に、評点が1.2以上となるもの

(2) 新工法を採用する等、前号と同等以上の効果が認められる耐震補強工事

6 要綱附則の第4項第4号の規定による家具の固定を行う住宅とは、寝室、居間にある家具で、寝る場所、座る場所、出入口周辺に転倒する危険性のある家具の固定を行うものとする。なお、家具の固定を既に実施している場合は、家具の固定を行う住宅とみなすこととする。

7 要綱附則の第4項第5号の規定による耐震補強の周知啓発を行う住宅とは、工事期間中に耐震補強工事の周知啓発に資する看板を設置し、かつ、次に掲げるい

ずれかに該当するものとする。

- (1) 工事期間中に現場見学会を実施するもの
- (2) 工事完成後に完成見学会を実施するもの
- (3) 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を市長に提出するもの
- (4) その他耐震補強の周知啓発に有効であると市長が認めるもの

8 要綱附則の第4項の規定による補助金の加算をうける場合は、要綱第4条の規定による木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付申請書又は要綱第5条の規定による木造住宅耐震補強事業計画変更承認申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 重症化しやすい者が居住することを証明できる書類
- (2) 家具の配置、高さ等、寝る場所、座る場所がわかる図書

9 要綱附則の第4項の規定による補助金の加算をうける場合は、要綱第7条の規定による木造住宅耐震補強事業完了実績報告書に次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 家具の配置、固定状況が分かる写真
- (2) 周知啓発を行ったことを証明できる書類

附 則（平成16年4月1日付け藤建46号）

この要綱は、交付の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月15日付け藤建第34号）

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成19年3月28日付け藤建第358号）

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月26日付け藤建第274号）

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月30日付け藤建第329号）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日藤建第140号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年11月1日から施行する。
（失効）

- 2 この告示による改正後の藤枝市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付事務取扱要領附則第3項から第9項までの規定は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

附 則（令和3年4月1日藤建第2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示による改正後の藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付事務取扱要領附則第10項から第15項までの規定は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附 則（令和5年3月15日藤建第161号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日藤建第6号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日藤建第264号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

完 了 検 査 復 命 書

藤枝市長		様		年 月 日	
				検査員 職・氏名 職・氏名	
下記のとおり完了検査を復命します。					
事業 者	住 所				
	氏 名				
事業の名称	木造住宅耐震補強事業				
工事 場 所	藤枝市				
工 事 概 要	補強後の耐震評点	X 方向 _____ Y 方向 _____			
	耐震性能の確認者	氏 名 _____ 資 格・静岡県耐震診断補強相談士 第 _____ 号 ・受講講習会 _____ () 建築士 () 登録第 _____ 号 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録 第 _____ 号			
	工事箇所の確認	☐ 全箇所施工済 ☐ 一部施工済 () ☐ 未施工 () ☐ その他 ()			
検 査 日				検査結果	
摘 要					

様式 2

年 月 日

様

藤枝市長 氏 名 印

検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで報告のあった藤枝市木造住宅耐震補強事業について、
藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付事務取扱要領第 5 条による検査の結果、
下記の理由により不備が判明しましたので、藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金
交付事務取扱要領第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 不備の内容